

STOP！ 転倒災害プロジェクト

【1】転倒災害防止に関する法令上の規定は？

労働安全衛生規則第540条第1項

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなくてはならない。

労働安全衛生規則第542条

事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること
- 二 通路面は、つまづき、すべり、踏抜き等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

労働安全衛生規則第543条

事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅80センチメートル以上のものとしなくてはならない。

※その他の条文に通路の勾配、整理整頓などがありますが、いずれも、設備の要件とその保持(維持)に関するものがほとんどです。

【2】転倒災害防止に関する法令を守っていれば防げるか

(1) 転倒の発生原因は通路や床面や整理整頓だけに問題があるものではありません。

「労働者に転ばないように慎重に歩かせなくてはならない」といった法令はありません。

(2) 行動災害…人が歩くから転ぶ。人の行動に伴う災害(行動災害)です。

(3) どんな人が、どんな時に転ぶの

・どんな人…

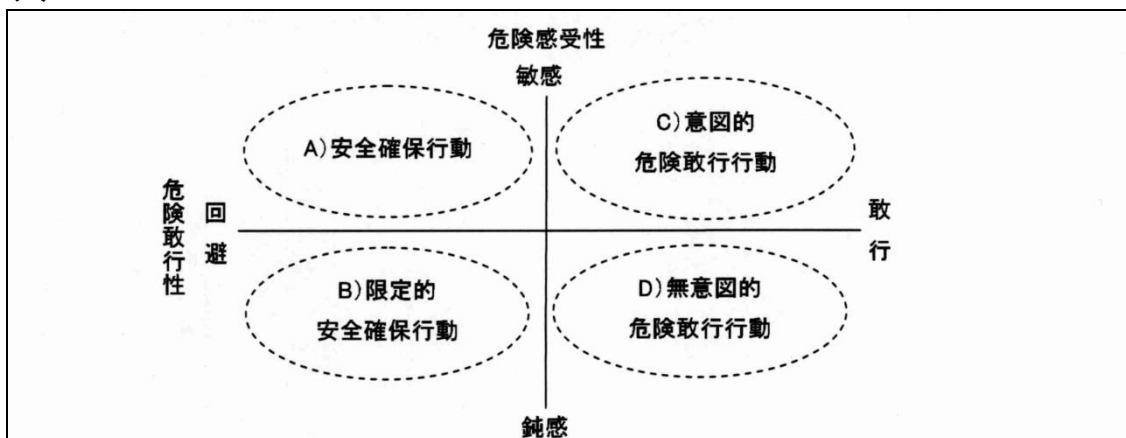


図1 危険感受性と危険敢行性の次元

出典:蓮花一己「交通危険学—運転者教育と無事故運転者のために—」啓正社、1996

- A) 安全確保行動：危険感受性が高く、危険敢行性が低いタイプ。危険を敏感に感じ、その危険を出来るだけ回避する傾向が強い。
- B) 限定的安全確保行動：危険感受性、危険敢行性ともに低いタイプ。危険に鈍感だが、基本的に危険を回避する傾向があるため結果として安全が確保される確率が高い。初心者が多い。通常では危険を免れ得るが、状況の危険に対応して回避しているわけではないため、特殊な危険事態や複雑な状況には対応しきれない。
- C) 意図的危険敢行行動：危険感受性、危険敢行性ともに高いタイプ。危険を敏感に感じ取っていても敢えてその危険を避けようとせず、危険事態に入り込んでいく
- D) 無意図的危険敢行行動：危険感受性が低く、危険敢行性が高いタイプ。危険に対して鈍感であり、かつ危険を避けようとしない。

・どんな時・・・

ア 注意力が万全の時

イ 注意力が下がっている時/疲れているとき

※結論は…法令のみを満たしていても防ぎきることができる類いではありませんので、法令で定められていない内容も含めて、継続的な取組をお願いします。

【3】具体的にはどんな内容に着目すべき、教育すべきか

(1)厚生労働省作成リーフレット「STOP転倒災害プロジェクト」をご活用下さい。特に2ページ目にチェックリストがありますので是非ご活用下さい。

(2)労働者死傷病報告を元に転倒災害防止のポイント、着眼点を整理しました。下表の内容をご活用下さい。

番号	分類	転倒災害防止のポイント52プラスワン
1	設備	階段の段鼻には滑り止めを設置する。
2		スロープはなだらかなものにし、足下注意などの表示をする。
3		足ふきマットは裏面に滑り止めのついたものを使用する。
4		暗くならないよう照明器具のほこりを清掃する。
5		駐車場も含め床面の凸凹は補修する。
6		※電気コードは動線上から排除する(扇風機、加湿器、プロジェクター)
7	床面状態	油で汚れて滑りやすい。床面清掃の頻度を再検討。
8		水で濡れれば滑りやすい。拭き取る。頻度高いなら発生源に対策。
9		雪・氷で滑りやすい、自然に溶けないなら凍結防止剤かピリ砂利を撒く。
10	掲示	曲がり角手前に停止ライン、足形、一旦停止の表示をする。
11		パーティションの脚、机の脚にトラテープで目立つ化を施す。
12		押し戸、引き戸の開閉半径を床面に表示する。
13		押し戸の押す側には「この先に人がいます、開閉注意」と掲示する。
14		車止めに白いペンキを塗り目立つ化を施す(夜間見えづらいことが多い)。
15		仮置き品の電化製品の電気コードはトラテープで固定、目立つ化
16	履き物	スリッパよりも靴を履く。
17		つま先(ノーズ)の長い靴やハイヒールは避ける。
18		重心が中心にある靴を履く。
19		大きすぎても小さすぎても不安全。緩いものはインソールで調整可能する。
20		重すぎるもの、硬すぎる履き物は避ける。
21		靴下が内部で滑りやすいものは避ける。インソールか靴下を交換する。
22	職場習慣	※何事も整理整頓。通路、動線に無用なゴミ箱、用具が置いていないか定期的にチェックする。
23		階段付近の踏み面・踊り場に物を置かない。
24		通路の曲がり角付近に物は置かない
25		台車は所定の位置に戻す。所定の位置を予め定める。
26		足ふきマットはたるませない。すぐたるむようなら交換する。

27	行動	※ながら歩きをしない。スマホ歩き、資料読み歩き。
28		歩くときにはポケットに手を入れない。
29		駐車場などでチェーンは跨がない。
30		階段で一段、二段抜かしをしない。
31		踏み台の端は踏まない。てこの原理で踏み台ごと転倒するおそれ高し。
32		人の後ろを通るときは大きな声で「後ろ通ります」と声をかける。
33		照明を消すときは大きな声で「電気消します」と声をかける。
34		階段では手すりに手を添える。
35		足下が見えなくなるほど両手で荷物を抱えない。
36		はしご、脚立は昇降時に三点確保。
37		車両の乗り降りも三点確保(一歩目で転倒、捻挫多し)。
38		歩き方に注意。つま先下がり歩行・そらし形歩行・前かがみ歩行・すり足歩行。
39		靴のかかとを踏みつぶさない。
40		冷凍庫・冷蔵庫から出た後眼鏡が曇った状態で歩き回らない。
41		注意しないと落ちたり崩れたりする状態の手荷物で歩かない。一つにまとめる束ねる整理する。
42		曲がり角ではいったん停止、スローダウン。角ぎりぎりを歩かない(角の先には歩きスマホがいるかもしれない)
43		後ずさりしない(正面か、半身か)、車両誘導で転んで轢かれた事例あり。
44		顧客先の玄関入り口は指さし足下確認(毎回違う構造、段差、滑りやすさ)
45		石床、グレーチング、マンホール、屋外階段は滑りやすいと心得、避けられるなら踏まずに通る。
46		降雪中、降雪後は自転車通勤しない。
47		厳寒期は日陰は凍結可能性あり。建物北側に注意する
48		自転車の傘差し運転は止めて合羽にする。
49		お客様の元へ全力疾走しない。早歩きで誠意は伝わる。
50		(林道、作業道)浮き石かどうか、判断がつかない時は踏まない、いきなり全体重をかけない。苔むす敷石の苔がよく踏まれて摩耗している部分、枝、根っこは踏まない。
51		迷ったら歩幅を小さくする。
52	教育	※転倒を侮らずに教育の対象にする。
プラスワン	+1	※歩くときは1, 2, 3, 4, 1, 2, 3, 4と歩数を数える(※人間の意識は一度に一つの物事にしか働きません。注意して歩いているつもりでも自然と別のことをかんがえがちです。イチ、ニーと数えることにより結果的に意識は足下に向かいます。イチ、ニーとしっかり数えながら歩きスマホができるかどうか試してみると、意識は一つの物事にしか働かないことが実感できます。

※設備の改善ではなく、行動への働きかけが多く、注意喚起や掲示など、費用のほとんどかからない内容も少なくありません。

【4】どんな場面で周知、注意喚起、教育すべきか。

朝礼、KY、ヒヤリハット、安全パトロールなど、現在取り組んでいる日常的な取組に取り入れて下さい。